

自分自身を振り返ってみましょう

インターネットで誰かを傷つけていませんか

【相談先・問い合わせ】 伊賀市人権相談総合窓口（人権政策課内）
☎ 22-9683 FAX 22-9641 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp
開設時間：（平日）午前8時30分～午後5時15分



市では「インターネットを介した人権侵害のない社会づくり条例（議員提案条例）」を4月1日に施行しました。私たちの誰もがインターネットを通して傷つけ、傷つけられることがないように、インターネットやSNSの正しい使い方を理解しましょう。

誰かを傷つける投稿になっていませんか？



みつばち @mitsubachi002050・2024年3月15日
〇〇ってテレビ番組に出ていた△△ってタレント、マジでむかついた。もうテレビに出ないでほしい。ってか消える。



インターネットやSNSは、社会で起きている出来事に対して他の人がどう思っているのかを手軽に知ることができるものとして、私たちの生活には欠かせないものになってきています。

一方で、特定の人や団体、地域などに対する誹謗中傷やプライバシーの侵害、不当な差別情報を広げるなどの人権に関わる問題が多数発生し、社会問題になっています。

発言した個人は特定されない？



PENPEN @Penguin001050・2024年3月15日
その投稿、誹謗中傷じゃない？
その投稿でタレントを傷つけるかも知れないから消したほうが良いよ。



みつばち @mitsubachi002050・2024年3月16日
こんな投稿、誰も見てないし、匿名だからバレないって。

匿名で投稿しても、他人の権利を侵害する情報発信に当たると認められる場合、発信者の氏名や住所、電話番号などの個人情報が被害者に開示されることがあります。

投稿したことで損害賠償請求を受けたり、名誉棄損で刑事罰に問われたりすることもあります。

こんなときは相談してください

- インターネット上で人権を侵害された。
- インターネット上でいじめを受けている。
- 差別表現を発見した。
- 誹謗中傷の投稿をされた。
- つい感情的にSNSに投稿したが、誹謗中傷と言われ困っている。
- プロバイダから発信者情報開示請求にかかる意見書が届いた。
- 相談先がわからない。



- 相談の内容により、専門機関を紹介します。
- 電話・ファックス・メールのほか、ウェブフォームから相談ができます。
- 相談は受け付けた順番に対応します。

【とき・内容】 各回午後1時30分～3時

第1回 6月11日(火)	「ゲノム・遺伝子・DNA・RNAがつくる命」 元近畿大学教授 岩森 正男さん
第2回 7月9日(火)	「自分らしく生きるために ～伊賀で実現できた僕らの生活～」 嶋田 全宏さん・加納 克典さん
第3回 9月10日(火)	「橋本策医学博士の生涯」 橋本策医学博士顕彰会 会長 川崎 記孝さん
第4回 10月11日(金)	芭蕉祭記念講演会と兼ねて開催
第5回 11月12日(火)	「伊賀牛今昔物語」 ㈱中林牧場 代表取締役 中林 正悦さん
第6回 12月(予定)	「(仮)大地震に学ぶ」 ※みえアカデミックセミナー2024 移動講座との共催
第7回 令和7年1月21日(火)	映画鑑賞会 (三重県にゆかりのある小津安二郎監督の作品)
第8回 令和7年2月18日(火)	「忍者の歴史」 三重大学人文学部准教授 高尾 善希さん

※内容は変更する場合があります。

【申込先・問い合わせ】 生涯学習課 ☎ 22-9679 FAX 22-9692 ✉ chuou-kouminkan@city.iga.lg.jp
※土・日曜日は生涯学習センター（☎ 22-9801）



生命科学や人権、歴史など幅広い分野で全8回のセミナーを開催します。

【対象者】
5階多目的大研修室
市内または京都府笠置町・南山城村、奈良県山添村在住・在勤の18歳以上の人

【定員】60人
※Zoomでも参加できます。

【申込方法】
※事前申込制ですが、当日参加できる場合もあります。
生涯学習課または各地区市民センターなどにある申込書に必要事項を記入の上、下記まで。市ホームページからも申し込みできます。

【申込期間】
4月4日(木)～24日(水)
午前9時～午後5時
※申込多数の場合は抽選

悠々セミナー（全8回）

国民年金のはなし

将来の安心のために

- ◆国民年金に加入する人
日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が国民年金に加入し、次のいずれかに分類されます。
○第1号被保険者（自営業・学生・フリーター・無職の人など）
加入手続き…市区町村国民年金担当窓口
- 第2号被保険者（会社員や公務員など、厚生年金保険制度の加入者）
加入手続き…勤務先
- 第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）
加入手続き…第2号被保険者勤務先
- 任意加入被保険者（海外在住の日本人・年金を満額に近づけたい人など）
※それぞれ年齢条件があります。
加入手続き…市区町村国民年金担当窓口（一部手続きができない場合があります。）

◆付加年金をご存じですか
第1号被保険者や任意加入被保険者（65歳以上の人を除く）は、定額保険料に加えて付加保険料（400円/月）を納付すると、老齢基礎年金に付加年金を上乗せして受け取ることができます。

【申請方法】
基礎年金番号のわかるものと本人確認書類（運転免許証など）を持参の上、保険年金課・各支所または津年金事務所まで
※国民年金基金に加入している人は、付加保険料を納付することはできません。
※申請をした月分から納付していただきます。付加保険料を納付している人が今後の納付を辞退する場合は申し出が必ずです。

付加年金の年金額（年間受取額）
200円×付加保険料納付月数



【問い合わせ】 ○保険年金課 ☎ 22-9659 FAX 26-0151 ✉ hoken@city.iga.lg.jp
○津年金事務所国民年金課 ☎ 059-228-9112

